

2020年7月9日

EU 議会「日本における、国際間及び国内の実子誘拐に関する決議」 採択への共同親権運動声明

共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会

本日7月9日、EU議会本会議において、「日本における、国際間及び国内の実子誘拐に関する決議 (European Parliament resolution on international and domestic parental abduction of EU children in Japan)」が圧倒的多数（賛成686、反対1、棄権8）で可決された。

私たちは日本国内の実子誘拐の被害者団体として本決議の採択を歓迎する。同時に、日本国内在住者として深く恥じ入り反省する。日本国がこのような決議を海外から突き付けられるに至るまで事態を放置させてしまったことに対し、国際社会の一員として、ことに外国出身や外国籍の拉致被害者に対し、私たちもまた責任がある。

これまで、EUに限らず数多くの国が、日本の実子誘拐放置の姿勢を問う議会決議や、首脳レベルでの要請を日本に対し繰り返し行ってきた。しかしながら、日本国内の状況は、政府だけでなく、メディアも含めてかかる非難を長年にわたり黙殺してきた。

本来であれば自国民保護は日本政府が率先して行う仕事であり、外国から言われて渋々やるようなものではない。日本政府は自国民保護どころか、国内の外国出身者や、日本国籍所有者と婚姻した外国籍の親たちの訴えを無視し続け、拉致被害を拡大させてきた。その末の今日の27カ国が属するEU議会からの決議である。「内政干渉」という内向きの論理で反発するものではなく、問題の放置が国際秩序への挑戦にほかならないものとして、私たちもまた、今回の警告を受け止めるべきだ。

本決議が採択された要因となっている婚姻外単独親権制度を撤廃することを、私たちは現在、国の立法不作為の違法性を問う国家賠償請求訴訟を通じて求めている。現時点で国は現状の制度についての不備を認めず争う姿勢を示している。私たちは今回の決議に対し国際社会への謝罪以前に、この訴訟に勝ち、日本国の姿勢を改めさせることが、国際社会に対する責任であると認識している。

日本国は、国際社会や私たちの批判を素直に受け入れ、率先して実子誘拐という国家犯罪をやめ、私たちとともに国内法制度の一日も早い抜本的改正に立ち上がるべきだ。共同親権への転換に猶予はない。